

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月8日
【会社名】	ターボリナックスHD株式会社
【英訳名】	TurbolinuxHD Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 森蔭 政幸
【本店の所在の場所】	東京都台東区蔵前三丁目6番7号
【電話番号】	03-5809-1850
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画管理本部長 飯富 康生
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区蔵前三丁目6番7号
【電話番号】	03-5809-1850
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画管理本部長 飯富 康生
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集（売出）金額】	その他の者に対する割当 299,991,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 315,516,850円
	（注） 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。） （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	5,263個(1個あたり100株)
発行価額の総額	15,525,850円
発行価格	新株予約権1個あたり2,950円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	10個
申込期間	平成25年12月25日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	ターボリナックスHD株式会社経営企画管理本部
払込期日	平成25年12月25日
割当日	平成25年12月25日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行渋谷駅前支店

(注) 1. 発行価額の総額を第三者割当方法で割り当てます。

2. 平成25年11月8日開催の取締役会にて決議しました、平成25年12月24日開催予定の臨時株主総会において、新規に行う第三者割当による本新株予約権の発行についての議案の承認が得られることを条件として、当該取締役会の決議が行われております。
3. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本金組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の総額であります。また、増加する資本金の額は、7,762,925円であります。
4. 平成25年11月8日開催の取締役会にて、平成25年12月31日を基準日とし、平成26年1月1日を効力発生日として、当社株式を20分割することを決議いたしました。従って、本新株予約権の1個あたりの株式数は、100株から2,000株へ修正されます。新株予約権の全てが行使された場合の発行株式数は、526,300株から10,526,000株に修正されます。
5. 平成25年11月8日開催の取締役会にて決議しました、平成25年12月24日開催予定の臨時株主総会において、単元株式数の採用についての議案の承認が得られることを条件として、平成26年1月1日より、単元株式数(100株)を採用する当該取締役会の決議が行われております。
6. 当社取締役会は、本新株予約権の割当日以降に開催される当社株主総会(定時および臨時を含む。)に係る基準日後に本新株予約権を行使し新株式を取得した新株予約権者に対し、当該新株式について、当該株主総会に係る議決権を付与することを平成25年11月8日開催の取締役会にて決議いたしました。
7. 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数の定めはありません。
新株予約権の目的となる株式の数	526,300株 本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1個あたり57,000円(当社普通株式1株あたり570円)とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	299,991,000円 1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の価額(以下「行使価額」という)で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。 2. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。 $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときには当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)または本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初の行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4)

行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

	<p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。</p> <p>本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本金組入額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株あたりの発行価格は570円とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額 発行価額の総額は、会社法上の払込金額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の総額であります。 資本組入額：1株あたり285円 本新株予約権の行使が全て行われた場合の増加資本金の額は、149,995,500円であります。 また、増加する資本準備金の額は149,995,500円であります。 平成25年11月8日開催の取締役会において、平成25年12月31日を基準日とし、平成26年1月1日を効力発生日として、当社株式の20分割を決議いたしました。従って、本新株予約権の行使により発行する場合の株式1株の発行価格は28.5円に修正され、資本組入額は1株あたり14.25円と修正されます。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成25年12月26日から平成27年12月25日まで</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 ターボリナックスHD株式会社 経営企画管理本部</p> <p>2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行渋谷駅前支店</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。</p>

自己新株予約権の取得事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の割当日以降、本新株予約権の新株予約権者の合意の下に当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個あたり2,950円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算金額(円)	差引手取概算金額(円)
315,516,850	18,725,840	296,791,010

(注) 1. 発行費用の概算額には、消費税は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は以下のとおりであります。

有価証券届出書作成費用	150,000円
割当先調査費用	300,000円
登記費用	1,500,000円
新株予約権価格算定費用	1,000,000円
株式会社ジャパンキャピタルに対するファイナンシャル・アドバイザー報酬 金銭による払込金額に対する割合(5%)	15,775,840円

(2)【手取金の使途】

具体的な使途 (具体的な使途は、差引手取概算額の合計を基準に記しております。)	金額(百万円)	支出予定時期
IT関連事業における事業拡大費用	約50百万円	
情報処理システムにおける基盤の整備(開発費)費用(人件費)	約20百万円	平成26年4月～12月
情報処理システムにおける基盤の整備に関する業務委託費	約13百万円	平成26年4月～平成27年12月
ソリューション提供に係わる新製品開発費用(人件費)	約17百万円	平成26年4月～12月
環境事業における事業拡大費用	約30百万円	
ビル・建物管理に特化したCRMシステムの整備・運用費	約10百万円	平成26年4月～12月
事業拡大における増加人件費等費用	約20百万円	平成26年4月～12月
環境事業(再生可能エネルギー事業)における運転資金	約100百万円	
事業運転資金(人件費・販管費)	約20百万円	平成26年4月～平成27年12月
地質調査・計測業務委託費	約80百万円	平成26年4月～平成27年12月
再生医療事業における運転資金	約116百万円	
事業運転資金(人件費・販管費)	約40百万円	平成26年4月～平成27年12月
病院運営コンサルティング・サービス事業運転資金(人件費)	約10百万円	平成26年4月～平成27年12月
製品仕入れ代金	約56百万円	平成26年4月～平成27年12月
顧客情報ネットワークシステム開発及び運用経費	約10百万円	平成26年4月～平成27年12月
合計金額	約296百万円	

上記の差引手取概算額296百万円の具体的な使途は、以下となります。

新株式と新株予約権によって資金調達をする理由

現在、当社は安定的な経営を持続するための運転資金に困窮しております。6. [大規模な第三者割当の]

1. に後述しますように、当社の現在の財務状況は極めて厳しいものであり、今後の収益性改善を目的とする事業拡大を実現するためには、運転資金をまず確保する必要があります。今回の新株予約権の発行と同時に発行される新株式の発行は当面の財務健全化と平成26年のスタート時期である第1四半期に必要な事業拡大の施策に対応することを目的とした資金調達としております。また、平成25年2月26日に公表しました当社の中期経営計画目標を達成するために、既存事業の強化及び平成26年1月から開始する2つの新しい事業には事業運転資金として、事業の進捗が目標と通りに進行した場合、2年間で約3億円の資金が必要と予想しております。新株式発行と同時に発行される本新株予約権はこれらの事業運転資金に対応することを目的としております。新株式と新株予約権の発行に区分した理由は、新しい事業の開始は成功する確約はなく、割当先にとってリスクがあること、事業の進捗を確認できることで、そのリスクを最小限に抑えることができること、及び新株式を一度に5億円分発行することは、その時点で極めて高い希薄化率を生じ、株式価値を著しく低下させる可能性があること並びに新株予約権は事業の進捗により行使されることから、株式の希薄化率が柔軟になること並びに事業の進捗が進むことにより企業価値が向上し、株主価値の向上につながることであります。なお、2つの新しい事業の概要に関しては、平成25年11月8日付で適時開示しました「新しい事業の開始に関するお知らせ」をご参照下さい。

既存事業における事業資金

IT関連事業

IT関連事業においては、Webアプリケーション開発及び運用するための基盤ソフトウェアである米国Zend Technologies社のZend製品(以下の製品を含む、Zend Server:高速、高機能を実現するPHPアプリケーションサーバ、Zend Studio 10:スマート端末用開発機能を搭載したPHP統合開発環境を提供する、ZendGuard:PHPアプリケーションにセキュリティと知財対策を提供)やWebシステムに欠かすことのできないデータベース製品を中心としたソリューション及びサポートの提供を核とした事業を強化し、拡販を図り、更に当社が持つデータベースに係る強みを活かして、インターネット利用の更なる拡大とスマートデバイスの普及拡大により想定される従来のデータ処理アプリケーションでは処理することが困難な巨大で複雑な構造化されていない情報、所謂、ビッグデータを整理、分析するためのデータ管理に係る市場に対して、この分野での新しい価値を提供できる有償サービスを現在検討しており、平成26年第1四半期に具体案を企画し、平

成26年4月から有償サービスの開発を開始いたします。この有償サービス開発及び保守・運用に係る人件費(3名)に200万円、ビッグデータに係わるデータ不備、使用法及び問題解決へのコンサルなどのサポートサービス提供業務の一部を外部の協力会社に委託する業務委託費に130万円、それにITシステム基盤までを含めたソリューション提供の為現在検討中の新有償サービス開発及びサポートの人件費(2名)に170万円、合計500万円充当します。

環境メンテナンス事業

環境メンテナンス事業拡大のために、競合他社との差別化を図るために、日常のビル管理情報及び設備に関する保守・点検情報を統合的に情報システム化し顧客に恒常的に提供することにより、事故・不具合の予知能力を高め、高品質・安心感に関する顧客満足度の向上を図ります。このビル・建物管理に特化したCRMシステムを平成26年第1四半期に開発し、平成26年4月から導入を開始いたします。そのシステム基盤のメンテナンス・整備費(システム運用費)に100万円、事業拡大に応じたメンテナンス案件業務に係わる増加人件費(契約社員・アルバイト要員20名)に200万円、合計300万円充当します。CRMシステムが営業的に機能するかどうか不確実性があるため、顧客開発の進捗状況によって新株予約権が行使され、これらの項目に投資していく予定です。

新規事業に係わる事業資金

再生可能エネルギー事業

当社は、新たな環境事業の分野として、再生可能エネルギー事業を開始する予定です。当社が検討した太陽光、風力、小水力、地熱・温泉等の未活用発電の中から、専門家の意見や当社独自調査から、開発規模や泉質・熱源の特定等の調査を適切に実施することにより、事業開発のリスクを最小限に抑えることができると判断し、地熱・温泉等の未開発発電を事業分野とすることを決定いたしました。発電事業立ち上げには2-3年の準備期間及び多額の設備投資資金を要します。設備投資資金については、将来ファンドを組むことで対処してまいります。発電事業開始に関する準備には地質調査等種々の事前経費・人件費を要しますが、地熱発電に関する地質調査データの提供及びコンサル事業を行うことで、当社の収益に貢献してまいります。地質調査については、調査受託及び計測データの販売双方を計画しており、そのために、業務委託会社の選定及び地質調査に専門的な知識を持つ人材を雇用して対応してまいります。再生可能エネルギーの事業開始は平成26年1月を予定しております。1月から3月までの第1四半期は事業立ち上げの準備期間として活動し、平成26年第2四半期より本格的営業活動の展開を予定しております。本格的事業展開開始から平成27年第4四半期までの期間、人件費(事業開始時の4名及び4月より増員する4名計8名)・販管費等の運転資金として200万円及び地質調査受託及び計測データ販売の核となる地質調査・計測業務委託費に800万円、合計1000万円充当します。事業の立ち上げは平成26年第1四半期にスタートいたしますが、地質調査・計測業務には完了までに時間が掛かることから、平成26年第2四半期から開始する調査・計測業務受託及びデータの販売活動の進捗に伴って、新株予約権が行使されることを割当先より口頭で確認しており、資金を柔軟的に使用してまいります。

再生医療事業

当社は、IT関連事業において、医療系システムの基盤ソフトウェアの提供実績があり、顧客との開発事例の中で培ってきた当社の技術を生かし、当社が病院や診療所、介護施設等を結ぶネットワークや機材、施設等を提供することによって専門家のネットワークを築くことができるか慎重に検討してまいりました。また、超高齢化社会を迎えて医療福祉分野が急拡大する状況であり、当社はこの分野での当社の役割を検討してまいりました。その結果、予防医療分野や再生医療も視野に入れたアンチエイジング分野におけるコンサルティング・サービスの提供、及びサプリメント、ヘアケア・スキンケア製品のきめ細かい使用法を提供し製品を販売することにより当社にとって新たなマーケットを創出できると確信しましたので、予防医療とアンチエイジングに焦点を当て事業化を進めることを決定いたしました。再生医療事業の開始は平成26年1月を予定しております。1月から3月までの第1四半期は事業立ち上げの準備期間として活動し、第2四半期より徐々に本格的営業活動を展開してまいります。本格的事業展開開始から平成27年第4四半期までの期間、当該事業の人件費(事業開始時の3名及び4月かの増員3名計6名)・販管費等の運転資金として400万円、病院運営コンサルティング・サービス事業に係る人件費として100万円、顧客情報ネットワークシステムの開発及び運用経費として100万円、また、サプリメント等の製品仕入れ代金に560万円充当します。

新株予約権の行使につきましては、割当先と当社の資金の必要時期を定期的に事業の進捗状況を踏まえて要請していく予定です。しかしながら、行使が予定どおりに実施されない場合、すべての資金使途にタイムリーに充当することができなくなります。その場合、既存事業に優先して資金を使用してまいります。新しい事業に関しては、売上が期待できる活動を優先し、将来の投資的な要素を持つ使途は後回しになります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 株式会社リゾート&メディカル(以下、「RM社」という。)

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社リゾート&メディカル	
	本店所在地	東京都千代田区紀尾井町4番1号	
	有価証券届出書等の提出日	平成25年7月1日有価証券報告書提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当先の株式の数	該当事項はありません。
		割当先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。	

(注) 1. 割当予定先の概要及び提出者と割当先との関係の欄は、平成25年11月8日現在のものです。

2. RM社は、平成25年11月1日付で、商号を「株式会社Resort&Medical Investment」から、「株式会社リゾート&メディカル」に変更いたしました。

本新株予約権の割当先であるRM社は、当初の割当交渉先である株式会社CFキャピタル(以下「CFキャピタル」という。)を平成25年11月1日付で、吸収合併いたしました。RM社とCFキャピタルは、代表取締役社長が板橋光一氏であり、関連会社として事業の効率化を図るために、RM社がCFキャピタルを吸収合併いたしました。詳細につきましては、平成25年8月30日付で株式会社Resort&Medical Investmentから提出された臨時報告書をご参照下さい。

C F キャピタル社の状況は以下のとおりです。

A. 割当予定先の概要	名称	株式会社C F キャピタル	
	本店所在地	東京都豊島区高松二丁目6番5号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 板橋 光一	
	資本金	26,480千円	
	事業の内容	証券投資業	
	大株主及び所有比率	株式会社シーアンドフレア（100%）	
B. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当先の株式の数	該当事項はありません。
		割当先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。	

（注）1．割当予定先の概要及び提出者と割当先との関係の欄は、平成25年10月31日現在のものです。

(2) 山田 至人

A. 割当予定先の概要	氏名	山田 至人	
	住所	東京都大田区	
	職業の内容：名称及び肩書き	山田医院 院長	
	所在地	東京都大田区	
	事業の内容	内科医院	
B. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当先の株式の数	該当事項はありません。
		割当先が保有している当社の株式の数	当該個人は平成25年6月30日現在において、当社株式170,403株保有し、持株比率23.6%の当社の筆頭株主であります。
	人事関係	平成23年4月1日から平成23年11月14日の間、当社の取締役に就任しております。	
	資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引等の関係	当社と当該個人との間には、記載すべき取引関係はありません。		

（注）1．割当予定先の概要及び提出者と割当先との関係の欄は、平成25年11月8日現在のものです。

c. 割当先を選定した理由

当社は、厳しい環境を乗り越え今後も継続企業として株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めるため、当社の課題であります、()キャッシュ・ポジションの安定化、及び()早期黒字化の実現に向け、財務体質の改善、経営基盤の強化、将来収益源泉の獲得を図っていくことが、当社の果たすべき当面の役割であると認識しております。これらを実行していくために、現在までに、後述の資金ニーズを満たすことを目的として、既存株主様の希薄化を避けるために、金融機関からの間接金融による資金調達も検討してまいりましたが、現在の経済状況、自己資本比率低下の懸念、高い支払利息等、当社の現状の業績を鑑みて、間接金融による資金調達は極めて厳しい状況であります。したがって、直接金融による資金調達を検討する中、公募による資金調達を検討してまいりましたが、当社の現状の業績により公募による資金調達は厳しい状況であります。さらに、営業キャッシュ・フローが安定的にプラスの状態になるまでの運転資金の確保を一括調達するために、第三者割当の新株式発行による資金調達を割当先と交渉してまいりました。最終的には、割当先との交渉の結果、一部の資金調達は第三者割当の新株式発行（金銭出資）にて行い、一部の資金調達は当社の現状の業績により割当先がリスクを低減できる新株予約権の発行にて行うこととなりました。今回の割当先については、当社の経営に積極的に介入する意思がなく、当社の経営方針・経営計画に理

解を示していただける投資家の紹介を当社のフィナンシャル・アドバイザーであります株式会社ジャパンキャピタル(代表者:三谷健二、所在地:東京都千代田区西神田一丁目3番6号、以下「ジャパンキャピタル」という)へ平成25年7月頃依頼し、資金調達先として、平成25年9月頃より紹介を受け、投資を受けるに至りました。当社とジャパンキャピタルの関係は平成22年11月に当社のフィナンシャル・アドバイザーとして契約し、現在まで契約を継続しております。当該契約においては、当社は資金調達等に対する成功報酬として調達額の10%を支払うことになっております。当社は継続企業の前提に重要な疑義が生じている状況が継続しており、金融機関からの間接金融も極めて厳しい状況にあります。直接金融による資金調達先を紹介してもらえらるジャパンキャピタルを評価し、一般的なフィナンシャル・アドバイザーの成功報酬を比較検討した上で、取締役会において成功報酬(調達額の10%)を妥当と判断し、当該契約を締結しております。但し、本新株予約権の成功報酬に関しては、当社はジャパンキャピタルと交渉し、できるだけ手取額を増やし、事業拡大のために使用したい旨を伝え、応諾を得て5%で契約をしております。平成23年以降、3回の増資及び事業提携先の紹介・情報提供等の実績があります。(当該増資におきましても10%の成功報酬を支払っております。)当社の投資家としての条件(「当社の経営環境、経営課題、経営戦略等に対する理解」、「純投資かつ長期保有という投資方針」、「当社の経営の独立性の担保」)を備えていたので、当社の増資の引受に関して協議を重ね、CFキャピタル及び山田至人氏(以下「山田氏」という。)の紹介を受け、当社の状況や資金調達目的・事業方針に理解を示していただける割当先として選定いたしました。その後、CFキャピタルは、平成25年11月1日付で、RM社に吸収合併されておりますが、当社の投資家としての条件は、そのままRM社の方に引き継がれております。

d. 新株予約権の行使により交付される株式の総数

RM社	350,900株
山田 至人	175,400株

e. 株券等の保有方針

本新株予約権については、当社取締役会の承認を得ることなく譲渡することはできません。また、RM社は第三者割当により発行される株式については中長期保有(最低1年間)の方針ですが、当社の経営に積極的に介入する意思を有しておりません。山田氏も当社の経営に積極的に介入する意思を有しておりません。RM社及び山田氏と締結した買受契約において、対応可能な限り市場に配慮した行使を行い本新株予約権の行使の結果交付を受けることとなる当社株式は市場動向を見ながら適時適切に売却する方針である条項を入れております。

なお、RM社が平成25年12月25日に本新株予約権と同時に発行される新株式を取得した以降、当社はRM社の持分法適用会社となります。

f. 払込に要する資金等の状況

当社は、RM社の払込に要する財産の存在につきまして、本新株予約権の引受については金銭出資の方法であり、当該資金につきましては、預金通帳のコピーを取得し、財産状況のヒアリングを行い、払込に必要な資金を有していることを確認いたしました。なお、当該資金は自己資金である旨、確約書を受領して確認しております。

また、当社は、当初の割当予定先であるCFキャピタルの払込みに要する財産の存在につきまして、RM社と同様に、預金通帳のコピーを取得し、財産状況のヒアリングを行い、払込に必要な資金を有していることを確認いたしました。なお、当該資金は自己資金である旨、確約書を受領して確認しております。

当社は、山田氏の払込に要する財産の存在につきまして、本新株予約権の引受及び行使については、投資信託等流動性の高い資産の残高明細を取得し、財産状況のヒアリングを行い、払込に必要な資金を有していることを確認いたしました。また、山田氏は当社の現時点における筆頭株主であることから、当社株式を流動性の高い資産と認識しており、当社株式及びその他投資信託等の流動資産を売却して払込に必要な資金に充当することを表明しております。山田氏はこれまでの第三者割当により取得した株式数は発行価格1,000円で65,500株、620円で112,903株、新株予約権行使(平均行使価格571円)53,160株となっており、現在の株価水準(1,310円)を考慮すると、所有株式を売却し、新たに新株予約権行使により株式を取得することは十分経済的合理性があると考えております。また、新株予約権の行使期間は2年間であり、当社事業の進捗状況によっては当社の株価が上昇する状況も生じ、随時行使が行われると口頭での確認を得ております。保有している当社株式を一度に手放すことは、当社事業の進捗状況により株主価値が向上する可能性を考慮すると、現実的ではないと当社は判断しております。なお、当該資金は自己資金である旨、確約書を受領して確認しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、RM社について、証券投資業である旨、平成25年7月1日提出の有価証券報告書及び平成25年9月30日付の公告を閲覧することにより確認しております。

当社は、当初の割当予定先であるCFキャピタルについて、証券投資事業である旨、東証マザーズに上場している、株式会社メディックグループの筆頭株主として証券投資業を営んでいることを確認し、役員構成等の経営体制が大きく変更がないことも履歴事項全部証明書を取得して確認しております。

また、第三者の信用調査機関である株式会社企業情報センター(所在地:大阪府大阪市天王寺区生玉前町1番26号)にRM社及び山田氏について、反社会的勢力との関係の有無、犯罪歴、脱税等の反社会的事項の有無に関する調査を依頼し、その結果、当該会社並びに当該個人、役員及び主要株主の割当先すべてについて反社会的勢力の影響を受けている事実が無いことの回答を得ております。CFキャピタルについても同様の調査を依頼し、反社会的勢力の影響を受けている事実が無いことの回答を得ております。また、当社は一般的情報について割当先よりのヒアリング、財務諸表の提出、謄本の取得、インターネットよりの関連者情報確認を行っております。RM社から、反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有しないことを示す確認書の提出を受けております。

また、CFキャピタルから、反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有しないことを示す確認書の提出を受けております。また、RM社の株主(関係者)に、ある上場会社の第三者委員会調査報告書において、資金を流用したかの報告がされ、同時に、大株主に対する過剰な遠慮や気配りで経営の方向を誤ることのないよう注意がなされておりましたが、当社は、この件に関しては、当該上場会社の取締役会の対応に問題があり、コーポレートガバナンス上の要因で生じた事態と判断しております。当社は以前、元当社代表取締役が関与した第三者に対する当社子会社の不当な無償譲渡に関して第三者委員会調査報告書を受領したことがあり、当該報告書に沿って、社外委員を加えた経営体制改善委員会を設置し、改善に取り組んでおります。従って、当社の各取締役が当該改善項目にのっとり、他取締役及び社員の行動に対するコンプライアンス上の管理及び取締役会機能の強化を行い、コーポレートガバナンスを遵守する限り、同様の問題が生じる可能性はないと判断しております。

山田至人氏は東京都大田区で医院を営む個人であります。平成23年4月から11月まで、当社の取締役に就任しております。平成25年6月30日現在での当社の筆頭株主であり、住民票を取得して確認しております。山田氏から反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有しないことを示す確認書の提出を受けております。

上記の2社及び山田氏からの確認書は、東証へ提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡に関しては、当社取締役会の承認を要します。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額につきましては、東京フィナンシャルアドバイザーズ(以下「第三者算定機関」という。所在地:東京都千代田区永田町1丁目11番28号、代表者:能勢元)株式会社に算定を依頼し、第14回新株予約権の発行要項及び割当先との間で締結する予定の買受契約に定められた諸条件を考慮し、第三者算定機関は下記の基礎数値を選定いたしました。

- ・ 株価(平成25年11月7日の終値) 1,694円
- ・ 権利行使価格 570円
- ・ ボラリティー(平成23年10月～平成25年10月の月次株価を利用し、年率換算して算出した。
41.90%)
- ・ 権利行使期間 平成25年12月26日～平成27年12月25日
- ・ リスクフリーレート(2017年10月15日償還の国債レート(日本証券業協会の売買参考統計値における中期国債333(2))
0.094%)
- ・ 配当率(直近の配当実績を参考) 0%

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定した結果を踏まえて、当社はその前提となる基礎数値の選定は妥当であり、算定方法は合理的であることから、有利発行に当たらない算定価格以上の第14回新株予約権1個の払込金額を金2,950円といたしました。行使価額につきましては、本新株予約権と同時に発行する新株式の発行価額と同額である570円としております。

なお、当社の全監査役(いずれも社外監査役)から、「新株予約権の発行価額については、外部の当社との取引関係のない独立した第三者の専門会社に算定を依頼し、実務上の手法として確立されているモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定されたものであり、特に不当と思われる内容が見当たらず、本新株予約権の発行は有利発行に該当しないと考えます」という意見書を受領しております。また、当社の監査役(3全員社外監査役)は1株あたり570円の行使価額に至った過程を取締役会から次のとおり報告を受けております。「平成25年9月に入りCFキャピタルと協議交渉を開始いたしました。交渉開始時期を起点に遡る2～3ヵ月間、当社株式の株価は600円台半ば近辺にて安定的に推移しておりましたので、交渉開始当初におきましては、ある一定期間(1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月)の当社株式の終値の平均を採用するよりも、決議前日終値を行使価額として採用の方が合理的と考え、急激な株価上昇等特段の理由がない限り、CFキャピタルとは発行決議日の直前営業日の終値に0.9を乗じた金額を行使価額とすることで口頭にて合意し交渉を開始いたしました。具体的には、600円台半ばから10%ディスカウントした500円台後半の金額を念頭に置いておりました。協議を進める中(平成25年10月上旬)、CFキャピタルより、)交渉開始時(平成25年9月上旬)、当社株式の株価は640～650円で推移していたが、平成25年9月下旬から10月上旬に掛けて、当社株式の株価は600円台前半にて推移しており、ゆるやかな下降トレンドであること、)交渉開示以降、平成25年9月6日には、行使価額修正条項付き新株予約権の行使価額(以下「MSワラント行使価額」という。)が577円へ修正され、その後9月13日には573円へ、9月27日には564円へ、10月4日には540円へ修正されており徐々に低下していること、)平成18年12月期より7期連続して純損失を計上している状況及び平成25年12月期第2四半期累計も純損失を計上している状況並びに債務超過の状況を踏まえ、CFキャピタルとしては中長期保有の投資リスクは可能な限り低減したいことの説明があり、行使価額としては、ある時点の当社株式価格の市場価格から10%ディスカウントした価額であるMSワラント行使価額の内、最も低いMSワラント行使価額を基準にしたものにした旨の提案がありました。当該提案時、当社といたしましては、当社株式の株価が安定的に推移するならば、当社の財務状況及び投資家が負担する可能性のある株価下限リスクを考慮した結果、最も低いMSワラント行使価額を基準にするというCFキャピタルからの提案は、市場価格という範疇での提案であると判断し交渉を継続いたしました。最終的には、最も低いMSワラント行使価額が540円でありましたので、当該MSワラント行使価額を基準に1株あたり540円の行使価額を要請されました。当社としては、平成25年5月増資時前の株価上昇及び取引量を除外した最近6ヶ月の比較的安定した株価推移及び取引量と比較し、最近の当社株式の株価水準及び取引量は極めて高い株価と大量の取引量を示しており、異常と考えられるため、再度、当社株式の株価の1ヶ月平均、3ヵ月平均、6ヵ月平均を基準にした価格を行使価額とさせていただきたい旨の交渉を行いました。前述の理由により承諾をいただけませんでした。希薄化懸念を考慮していただき、CFキャピタルの要請はRM社と同様であり、最終的に1株あたり570円の行使価額をRM社より要請されました。また、当社は、直近の急激な株価上昇の推移は、RM社から要請された発行価格と極めて大きい乖離が生じていることから、再度、発行価格を少しでも直近株価に近づけるべく交渉を行いました。しかしながら、前述のRM社の発行価格に対する考え方に変更はなく、1株あたり570円の発行価格を再要請されました。この過程の報告を受けて、「株主総会に諮り、今回の増資にかかる発行価額及び希薄化について株主の皆様の承認を得ることが必要である。」という意見書を監査役会より受領しております。

本新株予約権の発行は有利発行には該当しないものの、市場価格よりも低い行使価額の新株予約権を発行する影響を考慮し、また、当該発行により大規模な第三者割当になり大幅な希薄化にもなることから、平成25年12月24日に開催予定の臨時株主総会における特別決議にて株主の皆様の承認を得ることを条件としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

平成25年5月30日を発行期日として第三者割当により発行された株式数57,471株並びに全ての新株予約権行使が完了し、平成25年10月30日時点における行使済株式数76,040株の合計133,511株(議決権数133,511個)は、平成25年5月29日時点での当社発行済株式総数652,733株(議決権数652,733個)の20.5%に相当します。また、今回の新株式発行による株式数350,900株(議決権数350,900個)は53.8%に相当します。また、本新株予約権に係る潜在株式数526,300株(議決権数526,300個)は80.6%に相当し、これらの合計株式総数1,010,711株(議決権数1,010,711個)は154.8%に相当いたします。本新株式発行が実施され、本新株予約権が全て行使された場合、当社の1株当たりの株式価値は希薄化し、今後の株式市場動向によっては需要供給バランスが大幅に変動し、当社の株式価値に影響を及ぼす可能性があります。よって既存株主様におかれましては、新株式の発行が実施され、新株予約権が行使された直後は希薄化が生じます。しかし、当該第三者割当による新株式発行及び新株予約権の発行は、安定的な企業存続を実現するために、当社の事業資金及び運転資金の確保を行うことで、収益の改善を実現し、当社グループの安定した財務状況を維持することに寄与するものと考えております。また今回の資金調達においては、過大なものではなく、当社の安定的な企業存続に資するものと判断し、結果として既存株主の利益保護に繋がるものと考えており、当該希薄化の規模は、かかる目的に照らして合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

第三者割当による新株予約権に係る潜在株式の総数526,300株に係る議決権数は526,300個となり、並びに同時に発行する新株式の発行株式の総数350,900株に係る議決権数は350,900個、及び平成25年5月30日に発行された新株式の総数57,471株(議決権数57,471個)並びに全ての新株予約権行使が完了し、平成25年10月30日現在の行使済株式数76,040株(議決権数76,040個)の合計議決権数は1,010,711個となり、平成25年5月29日時点での当社の総議決権数652,733個に占める割合が154.8%と25%以上になることから、今回の第三者割当による新株予約権の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23 6)」に該当する大規模な第三者割当増資に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主状況】

氏名又は名称	本第三者割当前 (平成25年6月30日現在)		本第三者割当後 (本新株予約権に係る潜在株式数と同時に発行される新株式の発行数を含めております。)	
	所有株式数 (株)	総議決権数に対する 所有議決権数の 割合(%)	所有株式数 (株)	総議決権数に対する 所有議決権数の 割合(%)
株式会社リゾート&メディカル			701,800	43.90
山田 至人	170,403	23.61%	345,803	21.63
川崎 幽子	45,977	6.37%	45,977	2.88
中武 賢臣	32,258	4.47%	32,258	2.02
長與 博典	24,600	3.40%	24,600	1.54
中山 隆之	23,750	3.29%	23,750	1.49
渡部 秀一	22,148	3.06%	22,148	1.39
楽天証券株式会社	15,259	2.11%	15,259	0.95
齋藤 孝	13,550	1.87%	13,550	0.85
福井 義高	13,055	1.80%	13,055	0.82

(注) 1. 持株比率は小数第3位以下を四捨五入しております。

2. 募集前の大株主構成及び持株比率は、平成25年6月30日時点の株主名簿をもとに作成しております。

3. 新株予約権募集後の大株主構成及び持株比率は、平成25年6月30日時点の株主名簿をもとに本第三者割当による新株予約権の全てが行使された場合に発行される増加株式数526,300株及び新株式の発行株数350,900株を合算した1,598,804株にて作成しております。

4. 今回の割当先以外の株主(募集前からの株主)の比率については、平成25年6月30日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響について

当社は、本第三者割当増資により調達する資金につきましては、未払い金・預かり金等の返済、事業継続のための運転資金を確保すること及び今後の収益拡大に向けた新しい事業開始資金に使用することを予定しております。当社が直面している慢性的な運転資金不足の解消及び事業拡大による収益力の改善のために、第三者割当を実現することで、今後の当社の企業価値及び株主価値を向上させるために、必要不可欠なものであると考えております。

このような大規模な第三者割当が必要となる具体的な理由は次のとおりです。

当社の財務状況

当社は、平成18年12月期から平成24年12月期まで7期連続して営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナス状態が継続しており、平成19年12月期においては継続企業の前提に重要な疑義が生じております。また、平成24年12月期においては39百万円の債務超過の状況になっており、平成25年12月期第2四半期においても、昨年度同期と比して売上及び営業利益の両指標に大きな改善は見られるものの、依然営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナス状態が継続しており、その結果、平成25年6月末時点にて、現預金残高22百万円という資金的には厳しい状況となり、11百万円の債務超過の状況及び継続企業の前提に重要な疑義が生じている状況が継続しております。当該債務超過の状況は、東証の上場廃止基準に抵触するため、平成25年12月末までに解消する必要があります。平成25年5月30日に発行した新株予約権は平成25年11月8日現在で全てが行使されたことにより、上記記載の債務超過の状況は解消される見込みであります。

これまでのマイナストrendをV字回復させ、資金難の状況及び債務超過の状況並びに継続企業の前提に重要な疑義が生じている状況を早期に解消するために、平成25年2月26日付にて公表いたしました中期経営計画に沿って、IT関連事業及び環境事業の両事業を核とした「成長戦略」の推進により収益性の改善を図ること、及び資本の増強によりキャッシュ・ポジションの安定化並びに財務体質の強化を図ることが急務であると考えております。当該中期経営計画を実行していくことが、当社の経営課題を解決し、企業価値の向上へ繋がると考えております。

当社の事業の現状及び今後

当社のIT関連事業はWebシステム構築にかかわるソリューション及びサポートの提供を核とした戦略が徐々に実を結び、新規顧客獲得により平成24年12月期累計の売上高は97百万円と前年比40%を超える伸長を達成できました。平成25年12月期第2四半期累計の売上高は、従来のB2BビジネスへB2Cビジネスであるモバイルコンテンツ事業を新たに開始した結果、IT関連事業全体の売上高は72百万円となり前年同期と比較すると2倍以上の数値にて推移しております。モバイルコンテンツ事業については、初期投資の効果が徐々に現れており、平成25年12月期通期の業績に今後貢献していくものと考えております。

環境事業は、平成24年12月期においては、除染実施計画の度重なる遅延という外的要因を受け、復興支援事業売上高は3百万円となり、また、平成24年9月から新たに開始した環境メンテナンス事業売上高は7百万円となり、環境事業全体の売上高は10百万円となりました。平成25年12月期第2四半期累計においては、復興支援事業売上高は39百万円となり、環境メンテナンス事業売上高は、平成25年2月28日付けにて環境メンテナンス事業を営む株式会社東環を買収し100%子会社にした結果、54百万円となり、環境事業全体では売上高は93百万円と、既に前期における金額以上になっており、中期経営計画に沿って順調に推移しております。

当社の中期経営計画を推進することで、依然黒字化へ至っていないものの、業績の改善及び中期経営計画の順調な推移が顕著に見られ、平成25年12月期第2四半期累計の業績は下記の通りとなっております。

単位：百万円	平成24年12月期第2四半期	平成25年12月期第2四半期	増減額
売上高	31	165	134
営業利益	60	25	35
経常利益	61	27	34
当期純利益	26	28	2

当社は、資金難の状況及び債務超過の状況並びに継続企業の前提に重要な疑義が生じている状況を早期に解消するために、平成25年2月26日に公表いたしましたとおり中期経営計画を作成し、特に以下の3つを重要課題として掲げ、当社の成長戦略を実行し、収益性の改善及びキャッシュ・ポジションの安定化並びに財務体質の強化を図り、株主利益の最大化を図るべく企業価値を向上して参ります。

(ア) 顧客基盤の拡大

当社が推進する「成長戦略」には顧客基盤の拡大が不可欠であるため、顧客ニーズにマッチした新しい価値を提供できる製品・サービスの開発・導入により、顧客セグメント領域の拡大を図ることが重要と考えています。具体的には、当社の従来のB2Bビジネス領域での事業展開に加え、B2Cビジネス領域での事業展開を開始す

ることで、新たな顧客の獲得に繋がり、それが更なる顧客ニーズのファインディング、更なるビジネス領域の拡大へ繋がっていく「拡大のスパイラル」を構築することに積極的に取り組んで参ります。

(イ) 成長戦略に不可欠な人材の確保及び協力会社の活用

IT関連事業及び環境事業を核とした「成長戦略」の柱は顧客基盤の拡大です。そのためには、顧客ニーズにマッチした新しい価値を提供できる製品・サービスの開発・導入により、新たなビジネス領域へ展開して行くことが不可欠となります。当社は、平成25年12月期の目標達成に向けた顧客基盤の拡大という成長戦略を推進するための人材を、早期に確保し当該両事業へ集中的に投入してまいります。また、製品・サービスの多様化に応じて協力会社の資産を活用し、経営リソース運用の効率化及び製品・サービスの早期開発・導入を可能にする組織及び体制を構築して参ります。

(ウ) 財務体質の強化

「成長戦略」の実行には、事業計画に対応した事業資金・運転資金を調達・確保・投入していくことが不可欠です。事業拡大を目標とした平成25年12月期の事業計画に沿った事業資金・運転資金の調達を実施し、収益性の改善及び資本の増強を図り、財務体質を強化して参ります。

当社は上記の3つの重要課題の解決に対して、既存事業の強化を図るとともに、平成26年1月から2つの新しい事業を開始し、収益力の向上を目指します。なお、2つの新しい事業の概要については、平成25年11月8日付で適時開示しました「新しい事業の開始に関するお知らせ」をご参照下さい。

平成25年5月15日に発行決議した増資の状況

当社は、平成25年5月15日第三者割当による新株式及び新株予約権発行決議を行い、平成25年5月30日に差引手取額約40百万円の増資を実施いたしました。また、差引手取額約44百万円の新株予約権を発行し、平成25年10月30日現在で、新株予約権発行総数4,900個の内、4,900個全てが行使され、差引手取額約44百万円の増資を実施いたしました。合計で差引手取額約84百万円の増資となっております。新株式発行による手取額40百万円は平成25年5月に借入金返済に充当しております。新株予約権行使による手取額44百万円は平成25年6月から10月までの期間において、復興支援事業に係る運転資金に24百万円、並びにモバイルコンテンツ事業の事業資金及び運転資金に20百万円充当しております。

平成25年5月の増資により調達した資金は、モバイルコンテンツ事業及び復興支援事業という新たな事業へ投資を行い、収益計上を進めております。結果、モバイルコンテンツ事業においては、平成25年12月期第2四半期累計においては、19百万円の売上、6百万円の売上総利益を計上しており、復興支援事業においては、平成25年12月期第2四半期累計においては、39百万円の売上、2百万円の売上総利益しか計上出来ておりませんが、既に受注し稼働中の請負工事が約200百万円あり、事業の構築は順調に推移しております。平成25年12月期第3四半期累計の売上高はモバイルコンテンツ事業で約60百万円、復興支援事業で113百万円を見込んでおり、当該増資により確保した事業資金をモバイルコンテンツ事業及び復興支援事業の事業戦略に沿って投資を実行していくことで、平成25年12月期における収益向上へ大きく貢献すると考えております。

資金ニーズ

当社は、次の資金ニーズを有しております。

最初に、当社は、平成25年9月末時点において約12百万円の現金預金しか保有しておらず、1ヶ月に必要とされる運転資金が約12百万円であることを考慮すると、平成25年5月30日に発行した新株予約権が全て年内に行使されたとしても、平成26年12月期の事業計画を推進していく財務基盤に課題を残しております。安定的な経営を維持するために余裕のある既存事業における運転資金を必要としております。遅くとも平成25年12月末までに資金調達を完了し、中期経営計画に沿って当社の成長戦略を実行していかなければ、収益面での改善が図れず、資金難による上場廃止リスクや倒産リスクに直面している状況であります。

第二に、収益性の改善を図り、早期黒字化の達成を目的に、当社が策定したIT関連事業及び環境事業を核とする中期経営計画、平成26年度以降の事業の継続的な拡大を通じた企業価値の向上を遂行するためには、新たに収益性の高い付加価値を付けた製品・サービスを提供することが不可欠となります。平成26年12月期の目標達成に向けて、新たな事業資金及び運転資金の調達が求められています。当該事業資金及び運転資金は、既存事業の安定的且つ継続的拡大のみならず、中期的収益の拡大に向けて営業利益及び営業キャッシュ・フローを生むために、高付加価値を生み出す製品・サービスの開発・事業展開に投資されるものであります。

これらの資金ニーズを満たすことは、当社の企業価値の向上を実現し、既存株主の利益の向上に繋がることと判断いたしております。逆に言いますと、当該資金ニーズを満たせない場合、上場廃止リスクや倒産リスクが顕在化することになり、株主利益の毀損へとつながります。詳細は前述しました2. [新規発行による手取金の使途]において、調達する資金の額、使途及び支出予定時期に記載のとおりですが、当社の経営課題であります、()キャッ

シュ・ポジションの安定化、及び()早期黒字化を実現し企業価値の向上を図り株主利益の向上を実現するための、平成26年12月期の事業資金及び運転資金の確保に向け、総額約500百万円(差引手取額は約470百万円)の調達を今回の新株式及び新株予約権発行の目的としております。

資金調達の方法を選択した理由

現在までに、前述の資金ニーズを満たすことを目的として、既存株主様の希薄化を避けるために、金融機関からの間接金融による資金調達も検討してまいりましたが、現在の経済状況、自己資本比率低下の懸念、高い支払利息等、当社の現状の業績を鑑みて、間接金融による資金調達は極めて厳しい状況であります。したがって、直接金融による資金調達を検討する中、公募による資金調達を検討してまいりましたが、当社の現状の業績により公募による資金調達は厳しい状況であります。さらに、営業キャッシュ・フローが安定的にプラスの状態になるまでの運転資金の確保を一括調達するために、第三者割当の新株式発行による資金調達を割当先と交渉してまいりました。最終的には、割当先との交渉の結果、一部の資金調達は第三者割当の新株式発行(金銭出資)にて行い、一部の資金調達は当社の現状の業績・進捗状況及び新規事業の進捗状況により割当先がリスクを低減でき、かつ、既存株主が一度に希薄化するリスクを抑える新株予約権を発行することを選定いたしました。

調達する資金使途の合理性に関する考え方

当社ではこのたび、調達する資金をIT関連事業及び環境事業、再生医療事業に対する事業資金及び運転資金に重点的に充当し、収益性の向上による早期での業績回復及び財務体質の大幅な強化を行い、当社の課題であります、()キャッシュ・ポジションの安定化、及び()早期黒字化の実現を図ることが、中長期的に株主価値を向上させる唯一の策であり、かかる資金使途は合理的であると判断しております。その結果、今回の資金調達は既存株主の皆様への利益に資するものと考えております。今回の新株予約権発行については、当社監査役会(3名全員社外監査役)から、当社の収益の改善化及び財務体質の強化につながり、当社の企業価値を向上させると認識するとの意見を受領しております。

以上のことから、現時点で本第三者割当増資を行うことが、当社の既存株主の皆様への利益を損なうことなく、企業価値の向上に貢献するとともに、株主の価値を高めることにつながるものと判断いたしました。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当による新株式の発行による資本調達は、希薄化率が53.8%、同時に発行される本新株予約権に係る潜在株式数の希釈化率80.6%並びに平成25年5月30日時点での新株式及び新株予約権行使による株式発行数を合計した希釈化率は154.8%となり、25%以上となることから、平成25年12月24日開催予定の当社臨時株主総会において、本第三者割当増資及び新株予約権の発行についての株主の皆様の特決議による承認を得ることが条件となっております。また、当社監査役会（3名全員社外監査役）からも、当社の財務状況及び事業拡大による収益性の改善が必要と判断されることから、本第三者割当増資及び新株予約権の発行が適正である旨の意見を受領しております。

以上の状況を受け、平成25年11月8日開催の取締役会におきまして、今回の第三者割当増資及び新株予約権の発行について討議しました。その結果、株式価値の希薄化（154.8%）が生じるものの、確実な自己資本の拡充を行うことができ、事業の進捗により資金の調達が可能であり、株式価値の希薄化が柔軟的になう新株予約権の発行による資金調達が当社にとって不可欠である事及び財務強化並びに事業拡大による収益性の改善を目的とすることから、既存株主の利益を損なうものではないとの判断に至り、前述の当社臨時株主総会における当該増資に係る議案が承認されることを条件として、取締役会において第三者割当及び新株予約権の発行を決議いたしました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

平成25年11月8日開催の取締役会において、平成25年12月31日を基準日とし、平成26年1月1日を効力発生日とする、株式の20分割を行うことを決議しております。

8【その他の参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 資本金の増減

「第四部組込情報」の第20期第2四半期報告書「第1部 企業情報 第3 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載の資本金は、本有価証券届出書現在、以下のとおり変化しております。

年月日 (発生事由)	資本金		資本準備金	
	増減額(千円)	残高(千円)	増減額(千円)	残高(千円)
平成25年7月1日～ 平成25年11月8日 (新株予約権の行使)	21,500	69,525	21,500	49,525

(注) 平成25年5月30日発行の新株予約権の行使により、発行済株式数が76,240株、資本金及び資本準備金がそれぞれ、21,500千円増加しております。

2. 事業等のリスクについて

(1) 事業等のリスク

後記組込情報である第19期有価証券報告書及び第20期第2四半期報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成25年11月8日)までの間において生じた変更その他の事由は以下のとおりです。

当該有価証券報告書の「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

(2) 本新株式の発行に関するリスク

(新株式の失権リスク)

株価及び割当先の環境変化等の状況により、本新株式が失権した場合、当社は事業資金の確保ができず、当社の事業経営に影響する可能性があります。

(株主構成変動のリスク)

本新株式発行により新たに大株主の異動が生じるとともに、大株主の構成に変動が生じます。今回の第三者割当増資及び新株予約権の発行により、今回の割当先でありますRM社が当社議決権の42.87%を所有することとなるため、株主総会での承認を必要とする各種事項を含む最終決定に対し、多大な影響力を持つ可能性があります。

3. 最近の業績の概要

平成25年8月13日開催の取締役会において承認された第20期第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)の四半期連結財務諸表は書類の写しを組み込んでおります。

第四部【組込情報】

下記に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第19期)	自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日	平成25年3月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第20期)	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	平成25年8月14日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月13日

ターボリナックスHD株式会社

取締役会 御中

監査法人 元和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山野井 俊明 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中川 俊介 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているターボリナックスHD株式会社(旧社名:TLホールディングス株式会社)の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年1月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ターボリナックスHD株式会社(旧社名:TLホールディングス株式会社)及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

- 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスが7期継続して発生しており、当第2四半期連結累計期間においても営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスが継続している。その結果、当第2四半期連結会計期間末において、11,359千円の債務超過となっている。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、第13回新株予約権の一部について権利行使があった。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2.四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 3月29日

TLホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人元和

指定社員 公認会計士 山野井 俊明
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中川 俊介
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているTLホールディングス株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TLホールディングス株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスが7期継続して発生している。その結果、当連結会計年度末において38,917千円の債務超過となっている。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年1月28日開催の取締役会の決議に基づき、金銭消費貸借契約を締結している。

3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年2月28日開催の取締役会において、株式会社東環の全株式取得及び子会社化について決議し、平成25年2月28日付で株式取得を完了している。

4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年3月11日に100%子会社であるプラスワン株式会社を設立している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、TLホールディングス株式会社の平成24年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、TLホールディングス株式会社が平成24年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年3月29日

TLホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人元和

指定社員 公認会計士 山野井 俊明
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中川 俊介
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているTLホールディングス株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TLホールディングス株式会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は営業損失の発生が7期継続して発生している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年1月28日開催の取締役会の決議に基づき、金銭消費貸借契約を締結している。

3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年2月28日開催の取締役会において、株式会社東環の全株式取得及び子会社化について決議し、平成25年2月28日付で株式取得を完了している。
4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年3月11日に100%子会社であるプラスワン株式会社を設立している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。